

日本政治学会研究大会@成蹊大学
2019/10/05

A2分科会「民」の再定義に向けて：21世紀の民主主義における「民」の境界・条件・限界

『民』の外部から眺める 民主主義

日本の一時的外国人労働者受け入れの事例から

岸見 太一

早稲田大学現代政治経済研究所特別研究員

taichi.kishimi@gmail.com



原稿 DL

(誤字脱字修正版)

<http://bit.ly/31GKUUN>

報告の目的(1)

現代政治理論の観点から、

日本でも新入管法で本格導入された
「一時的外国人労働者受け入れ制度
(Temporary Labour Migration Programs, **TLMP**)」

を考える

一時的外国人労働者受け入れ制度(TLMP)

受け入れ国において労働力が不足している特定の職種への就労を条件として、外国人労働者に一時的な滞在を許可する制度

➤ 許可された一時的な就労と居住だけでは、受け入れ国での永住許可は獲得ができないのが特徴

→ 「高技能」でない労働者には多くの**権利制限**
+ **取り締まりの厳格化**

TLMPにおける権利制限

日本2019年4月新入管法「**特定技能1号**」

- 職業選択の自由の制限

就労は労働力不足の14分野

転職は試験に合格した特定業務内だけで可

- 滞在期間の上限の設定

上限5年(更新は4ヶ月、6ヶ月、1年単位)

- 家族統合の権利の制限

- 永住資格獲得の制限

特定技能1号での就労だけでは永住申請不可

報告の目的 (2)

権利制限に関わる 3つの問い

① TLMPによる外国人労働者の権利制限を規範的に正当化するためにはそもそも何を論証する必要があるか？

応報性の観念：
取り分が少なすぎない
根拠

② 移住専門家の間で暗黙裏に想定されているTLMPにおける権利制限の正当化根拠は適切なのか？

適切ではない

③ 日本のTLMPは規範的に正当化することはできるのか？

正当化できない

報告の目的 (3)

3つの問いの考察を通して、
TLMPが所与の前提とする
民主主義国内の住「民」の権利の分断を
たんに問題化するだけでなく、
この分断を架橋するための手がかりの提
示を試みる

方法論 (1)

- 漸進的変革のための
指針の提示

↑ 問題の切迫性

- 方法：
慣行において
暗黙裏に共有された
規範意識への
内在的な批判

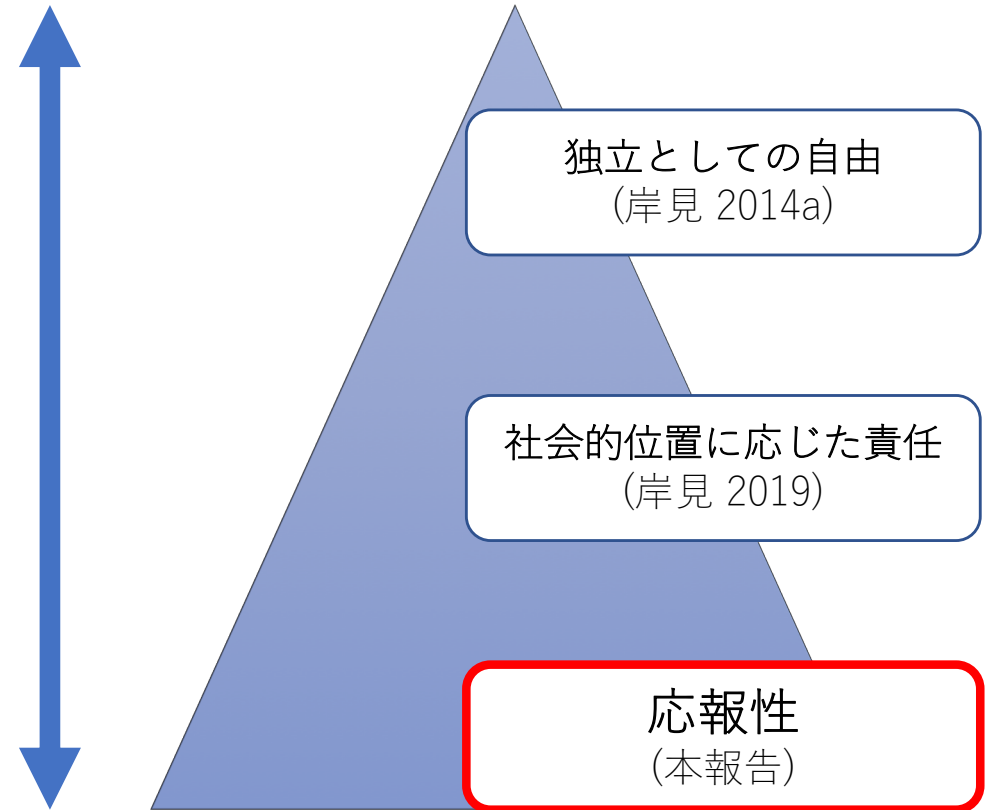
* 特定の理論や抽象的原理に
あえて訴えない

→ 理解可能性(accessibility)の考慮 **実際の世界**

(Walzer 1983; Carens 2013;
岸見 2014b)

正義に適った世界

理解しにくい



理解しやすい

方法論 (2)

考察対象：

TLMPの権利制限と取り締まり厳格化に関する
3つの正当化根拠

①受け入れ国には入国管理の**完全裁量**がある

②TLMPに対する
外国人労働者の
自発的同意

③受け入れ国の
資源の希少性

M・ルースの見解

- IOM等の政策文書に影響力
- 政策立案者に一見耳触りのよい議論
- 特定技能1号も一見正当化
(Ruhs 2005a; 2013)

⇒ ①・②・③すべてに問題がある

第2節

国家の入国管理権限の 二つの捉え方

完全裁量論証

―― TLMPの権利制限と取り締まりの正当化根拠①

- C1 受け入れ国の人びとは入国管理と入管法の執行について完全な裁量をもつ
- C2 完全な裁量をもつとは、受け入れ国が外国人に理由を提示する義務がないことを意味する
- C3 受け入れ国の人びとは、入国管理と入管法の執行について、外国人に対して理由を提示する義務を負っていない

平等な道徳的配慮の要請

最低限の道徳的要請としての

【平等な道徳的配慮の要請】

E1 ある政策の実施においては、一部の人びとだけではなくすべての人びとに平等な道徳的配慮が払われなければならない

E2 平等な道徳的配慮とは、すべての人びとの利害を考慮することを意味する

E3 すべての人びとの利害を考慮するとは、ある政策において一部の人びとを異なる仕方で取り扱う際に、適切な理由を提示する義務があることを意味する

* 同国人と外国人を同じ仕方で取り扱うことまでは要請しない

完全裁量は平等な配慮に違反

平等な配慮の拒否

- ある人は自分よりも道徳的に劣った存在であり、その人の利害は考慮に値しないとみなすこと
 - 女性・子ども・障害者の道徳的地位
 - 外国人にも道徳的な配慮を払うべき

(O'Neill 1996; 岸見 近刊)

【代替的な入国管理権限の捉え方】

- E5 受け入れ国の人びとは、
入国管理と入管法の執行の仕方について、
外国人に対して <適切な理由> を提示する義務
を負っている

応報性の観念

——取引における最低限の共有された規範

取引に関与するすべての当事者は、
自分が享受した利益に報いる一般的な
義務を負っている

- * お返しや相互性の観念と呼ぶこともできる
- * 取引の対象は便益だけでなく害や負担でもありうる。

>> 便益には便益、害には害を返す ハンムラビ法典

もらいっぱなしはダメ！

- * 対等ではない人びとの間にも適用(Johnston 2011)

対等でない人びとの間での応報性

◀◀ 一方の側が自らが提供したよりも多くの便益を受けとってよい
だが、最低限の取り分を、他方の側にお返ししなければならない ▶▶

現在の受け入れ国の政策慣行においても、

受け入れ国の人びとと外国人は対等でないと意識

cf. 特別な責務論 (Miller 2007; Scheffler 2001) ← 批判 (岸見 2014c)

⇒ 外国人労働者に対して示されるべき <適切な理由> の基準の有力候補
(* 方法上の制約：理解しやすさの重視)

TLMPにおける権利制限が正当化されるためには

外国人労働者がTLMPから、搾取的とみなしうるよりは十分に多くの利益を得ていると考えられる根拠
が示されねばならない。

応報性と相互的な精査

応報性の観念はおおざっぱ

- ある当事者の取り分が

【多すぎる・ちょうどよい・少なすぎるか】だけの比較判断

- 取り分についての判断は評価者のバイアスを回避できない

⇒ <適切な理由>の指標としてよいのか？

一部の当事者の観点だけからではなく、**すべての当事者の観点から相互的に精査**がなされた後であれば、そうした判断は<適切な理由>の信頼できる指標とみなしてよい

→理想的には公共的な討議が要請

(Sen 2009: 45=89-90; 岸見 2018: 65-8)

少なくとも、**相互的な精査がなされていない不適切な理由を排除する消極的な基準**として利用可能

第3節

自発的同意を根拠とする
正当化

【自発的同意論証】

- V3 移民労働者には、その行為が生じさせることになる便益と負担をあらかじめ考慮する合理的な能力がある
- V4 TLMPは、就労や滞在に関して権利が制限されることと、ルールに違反した場合には厳格な取り締まりがなされることを、移民労働者に対して事前に明示している
- V5 TLMPに参加する移民労働者の多くは出身国において十分な生活水準を享受している人びとである
- V6 TLMPに参加する移民労働者は、就労や滞在に関して権利が制限されることと、ルールに違反した場合には厳格な取り締まりがされることに、自発的に同意したとみなしてよい（∵ V3&V4&V5）
- V7 TLMPへの自発的同意は、当該の外国人労働者に十分な利益をもたらすと推定してよい（∵ V2&V6）
- V8 ある提案が個人に十分な利益をもたらさずなら、その提案は搾取的ではない
- V9 外国人労働者がTLMPに自発的に参加したのであれば、TLMPは搾取的ではないと推定してよい（∵ V7&V8）

V4の問題点

V4 TLMPは、就労や滞在に関して権利が制限されることと、ルールに違反した場合には厳格な取り締まりがなされることを、移民労働者に対して事前に明示している

ルース：権利が制限されることや、ルールに違反した場合に厳格な取り締まりがされることを、移民労働者は入国前に知ることができると想定

⇒ほんとうか？

• 移民ネットワークからの情報？

悪意のあるブローカー、友人知人間で辛い経験は語られにくい、
確証バイアス（よい情報だけ摂取）

V4 は移住労働者の予見能力を誇張

移住先で予期しないリスクに直面する脆弱性を看過

→同意の存在だけはTLMPが搾取的でありうる可能性が排除できない

→根拠として不適切

TLMPを契約の類似物とみなす ことの問題

- 受け入れ国の外国人との間の関係では、国家の側が一方向的に取引の条項を事後的に変更することが可能
- 入国管理政策に関する限り、国家が事後的かつ一方向的に外国人の就労・滞在のルールの変更はよくある。 (Bertram 2019)

⇒ 国家と入国を希望する外国人との間にある
交渉力の絶大な差を隠蔽しているため問題

第4節

資源の希少性を根拠とする
正当化

希少性論証の要点 (1)

- TLMPと厳格な取り締まりの実施はあくまでも次善の策

最善は国境開放 (R3) だが資源が希少(世論・財政) (R4&F1~F3)
実現可能な選択肢でいちばんましなのはTLMP+取締 (R3~R4)

→特定技能1号の権利制限のほとんどを正当化

(原稿18頁注36)

- この論証は国家による権力行使に一定の限界を定めるもの
既存の国家権力行使をたんに追認するものではない

TLMPにおける権利制限はやむをえない範囲でのみ許容

たとえ受け入れ国の人びとの利害を優先してよいとはいえ、政策
実施に必要な範囲を越えて外国人労働者権利を制限することは、
外国人への道徳的な配慮に欠くものとして認められない

→ 二つの要請

希少性論証の要点 (2)

① 外国人労働者の最低限の取り分としての
「中核的権利」の保障の要請 (R7)

- 国連およびILO条約において規定されている
すべての市民権と(国政選挙への参政権を除く)政治
的権利 (Ruhs 2013: 172-3, 197)

② 財政上の影響についての**証拠**提示の要請 (R8)

希少性論証の意義

- 政策立案者に理解しやすい根拠づけ
財政や世論の支持の希少性は所与の前提
 - 国家権力の行使に一定の制限
 - 財政上の影響の証拠提示の要請
 - 中核的権利の保障
→移住労働者保護条約(1990)を考えれば大きな含意
権限のない公務員以外からの身分証の没収の禁止、非正規滞在者も対象とする恣意的な追放の禁止、追放処分の審査中の追放執行停止、追放時に出身国以外に入国する可能性、追放時の賃金請求権を含むすべての権利の保全、入国の条件などについて情報の告知をうける権利、移住労働者の文化的な独自性の保護
(Chetail 2019: 304)
- ⇒日本の収容・強制送還のような恣意的な権力行使は許容されない
(高谷2019)

希少性論証の限界

- 世論の態度を所与とすることは、短期的な政策立案上はやむをえないかも知るだが、中・長期的な観点からは問題

→ 外国人労働者に対する世論の態度こそを問題にすべき

- ある当事者の取り分が【多すぎる・ちょうどよい・少なすぎる】の判断は、一方の当事者の観点だけからなされている場合には、信頼できない

→ 相互的精査の要請

外国人労働者の観点からすれば、最低限の取り分が【少なすぎる】ものではないか精査が必要

例：特別技能1号における転職制限は厳格すぎる
14分野のさらに下位に設けられた業務区分の内部だけ
建設 > コンクリート圧送なら、コンクリート圧送だけ
転職先をみつけることがより困難に
ライフプランの事後的な変更に対応していない



ポンプ車

結論

権利制限に関わる3つの問いへの回答

- ① TLMPによる外国人労働者の権利制限を
規範的に正当化するためには
何を論証する必要があるか？

→ 応報性の観念という基準：

外国人労働者の取り分が十分な利益を得られている根拠

- ② 移住専門家の中で暗黙裏に想定されている
TLMPにおける権利制限の正当化根拠は適切か？

→ 適切ではない

- ③ 日本のTLMPは
規範的に正当化することはできるのか？

→ 正当化できない

市民権・政治的権利の保障

証拠提示の義務

応報性：外国人労働者にとって権利制限が厳しすぎ

住「民」の権利の分断

< 応報性 >

あくまで最低限の規範
だが分断を架橋するための手がかりに